

1 訪問型サービスの基準

		訪問介護と介護予防訪問介護相当サービスを一体的に実施	訪問介護と訪問型サービスAを一体的に実施	訪問型サービスAを単独で実施
人員	介護給付の基準	<p>・管理者 常勤・専従 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※一部非常勤職員も可能</p>	<p>・管理者 常勤・専従 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※一部非常勤職員も可能</p>	/
	総合事業の基準	<p>・管理者 常勤・専従 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※一部非常勤職員も可能</p>	<p>・管理者 専従 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>・従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修受講者】</p> <p>・訪問事業責任者 1以上 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修受講者】</p>	<p>・管理者 専従 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>・従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修受講者】</p> <p>・訪問事業責任者 1以上 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修受講者】</p>
	例	<p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ・サービス提供責任者 3人以上 	<p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ・従事者 必要数 ・サービス提供責任者 1人以上 + 訪問事業責任者 1人以上 	<p>【例】利用者が要支援者80人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数 ・訪問事業責任者 1人以上

1 訪問型サービスの基準

		訪問介護と介護予防訪問介護相当サービスを一体的に実施	訪問介護と訪問型サービスAを一体的に実施	訪問型サービスAを単独で実施
設備	介護給付の基準	(介護給付の基準) ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	(介護給付の基準) ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	
	総合事業の基準	(介護給付の基準と同じ基準) ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	(介護給付の基準と同じ基準) ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	
運営	介護給付の基準	(介護給付の基準) ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等	(介護給付の基準) ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等	
	総合事業の基準	(介護給付の基準と同じ基準) ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等	(介護給付の基準と同じ基準) ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等	

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ & A【平成27年8月19日版】

問15 訪問介護の集合住宅の減算については、従前の介護予防訪問介護に相当するサービスの利用者も含めて計算するとあるが、緩和した基準によるサービスの利用者は含めないものと考えてよいか。

(答)
貴見のとおり。

問16 訪問介護の特定事業所加算における訪問介護員等要件である介護福祉士等の割合には、緩和した基準によるサービスに従事する時間を含むか。また、重度要介護者等対応要件である利用者の数には、緩和した基準によるサービスの利用者は含むか。

(答)
特定事業所加算の算定要件のうち、訪問介護員等要件の割合は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等の状況に基づき算定することとしており、緩和した基準によるサービスに従事する時間は含まない。
また、重度要介護者等対応要件の利用者割合は、指定訪問介護の利用者数（一体的な運営を行う場合の第一号訪問介護の利用者を除く）に基づき算定することとしており、緩和した基準によるサービスの利用者は含まない。

サービスの種類	対象者	単位	単位数	算定項目
訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者	1月 につき	1,168単位	週1回程度必要
訪問型サービス費Ⅱ	要支援1・2		2,335単位	週2回程度必要
訪問型サービス費Ⅲ	事業対象者・要支援2		3,704単位	週2回程度を超える利用が必要

注1 利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。）であるサービス提供責任者を配置している指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅若しくは指定介護予防訪問介護相当サービス事業所）と同一建物に居住する利用者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 特別地域加算地域に所在する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 中山間地域等に所在し、かつ、小規模事業所に適合する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において指定介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービスは、算定しない。

初回加算200単位（1月につき）

生活機能向上連携加算100単位（1月につき）

介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位×86／1000
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位×48／1000
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（2）の90／100
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（2）の80／100

サービスの種類	対象者	単位	単位数	算定項目
訪問型 I a(20分以上45分未満)	事業対象者	1月 につき	715単位	週1回程度必要
訪問型 I b(45分以上)	要支援1・2		879単位	
訪問型 II a(20分以上45分未満)	事業対象者		1,430単位	週2回程度必要
訪問型 II b(45分以上)	要支援1・2		1,758単位	

注1 利用者に対して、指定訪問型サービスA事業所の訪問介護員等が、指定訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅若しくは指定訪問型サービスA事業所）と同一建物に居住する利用者又は指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 特別地域加算地域に所在する指定訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスAを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 中山間地域等に所在し、かつ、小規模事業所に適合する指定訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 指定訪問型サービスA事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定訪問型サービスA事業所において指定訪問型サービスAを受けている間は、当該指定訪問型サービスA事業所以外の指定訪問型サービスA事業所が指定訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスAは、算定しない。

(加算)

初回加算200単位（1月につき）

事業所において、新規に個別サービス計画を作成した利用者に対して、訪問事業責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該事業所のその他のサービス従事者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

生活機能向上連携加算 100 単位 (1月につき)

利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）を行った際に訪問事業責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定介護予防訪問介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。